

覚せい剤取締法定（1951）以降の覚せい剤取締りをめぐる立法過程の実証研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2021-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西川, 伸一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21733

《個人研究（2018年度～2019年度）》

覚せい剤取締法制定（1951）以降の覚せい剤取締りをめぐる 立法過程の実証研究

西川伸一*

The Legislative Process of Stimulants Control since Enactment of Stimulants Control Act (1951)

NISHIKAWA Shin-ichi

はじめに

覚せい剤取締法は参議院議員提出法律案（参法）として1951年6月2日に衆議院本会議で可決・成立した。そして同年7月30日に施行された。これにより、覚せい剤の使用用途は医療と学術研究のみとされ、一般の所持・使用は禁止された。しかし乱用者などは増加の一途をたどった。この法律による1951年の検挙者数は1万7528人だった。それが1954年には5万5664人へとね上がるのである（『令和元年版犯罪白書』）。「第1次覚せい剤乱用期」といわれる。もちろん検挙者は氷山の一角にすぎない。1人を検挙すれば、それは10人あるいは20人の乱用者の存在を意味した。従って、このとき全国で50万人から60万人の乱用者がいたことになる¹⁾。直近の2018年の同法検挙者数は1万0030人である（『同』）。1954年の日本の総人口が約8800万人であったことも考え合わせれば、当時の異常な蔓延ぶりが想像できよう。

ところが、検挙者数はこの年をピークに減少に転じ、1956年以降は激減し1958年には271人となった（『同』）。これは1954年の検挙者数の0.5%でしかない。この日本の覚せい剤制圧は、アヘン戦争以来世界中で行われてきた麻薬戦争において、「ほぼ並ぶもののない大成功」とまで評されている（Kingsberg 2013: 155）²⁾。

本稿は前稿（西川 2018a）の続編として、「大成功」に至るまでに覚せい剤取締法が2度改正された立法過程を国会会議録に基づき検討する。その際、単に改正過程を追うにとどまらず、国会を改正へと動かした覚せい剤の乱用と密造の実態を、当時の新聞記事から点描する。先行研究については西川（2018a: 2）に記した。それらを見る限り、この過程に焦点を当てた研究はなされていない³⁾。一

*政治経済学部専任教授

方で、本稿がこれに注目するのは主に2つの理由による。第一に、審議過程としては「平穩型」に類型化される2度の改正法案⁴⁾の審議において、「平穩」ならざる甲論乙駁の真剣な質疑が行われたからである。第二に、これが国会議員が覚せい剤について国会の場で議論をたたかわせた最後の機会だったためである⁵⁾。

なお、今日からみれば明らかに差別的で不当、不適切な語句や表現が典拠文献には頻出しているが、引用・要約にあたっては原文を尊重した。

1 「ヒロポンから青少年を守れ」

(1) 青少年による乱用と「第三人」による密造

表1は1951年7月の覚せい剤取締法施行以降1958年までの覚せい剤に関する記事数を、『読売新聞』『朝日新聞』『毎日新聞』（以下、3大紙）ごとに年別に集計したものである⁶⁾。

表1 1951年7月の覚せい剤取締法施行以降1958年までの覚せい剤に関する3大紙の記事数

年	読売	朝日	毎日	合計	指数
1951/7/30～	28	2	12	42	13.1
1952	23	6	13	42	13.1
1953	78	17	27	122	38.1
1954	156	95	69	320	100
1955	114	53	32	199	62.2
1956	27	5	9	41	12.8
1957	12	3	5	20	6.3
1958	4	1	2	7	2.2
合計	442	182	169	793	

筆者作成。指数は1954年を100とする。

記事数は1954年が最多であり、1956年以降は大幅に減少している。1954年に記事数が前年の約2.6倍増となった理由は、いわゆる「鏡子ちゃん事件」が発生したことによる。

1954年4月19日、東京・文京区の元町小学校2年生の細田鏡子ちゃん（7歳）が、校内のトイレで乱暴された挙げ句に絞殺された。世間の耳目を驚かせた痛ましい事件である。5月1日に別件逮捕されていた容疑者は、5月5日に犯行を自供する。犯人は21歳の覚せい剤中毒者だった。同年12月14日付『読売新聞』『編集手帳』はその年を「恐ろしい年」と総括し、「四月、鏡子ちゃん殺し。ヒロポンの害毒がようやく日本の健全な社会をむしばみはじめたことがわかる」と書いた。ヒロポンとは覚せい剤を製造していた大日本製薬（現・大日本住友製薬）が覚せい剤につけた商品名である。それが覚せい剤を指す通称になっていた。もちろんそれまでも覚せい剤の危険性は認識されていた。とはいえ、貴い犠牲⁷⁾を払ってようやく撲滅に向けての機運が高まったのである。

その前月15日に『毎日新聞』は覚せい剤が多く青少年を蝕んでいることを憂えて、社説に「ヒロポンから青少年を守れ」と掲げていた。

社説はまず「今のうちに十分な対策をたてて、嚴重に取締らないと、大変なことになる」と事態の深刻さに注意を喚起する。翌月の惨事を予言するかのようだ。その上で、①ヒロポンが青少年犯罪の原因の大部分を占めている、②中毒者はおよそ70万人とみられうち2割は若い男女である、③覚せい剤は被害妄想、幻聴幻覚を引き起こし、それを抑えようと使用量が増えていき、ひいては人格を破壊する、などと蔓延ぶりと恐ろしい中毒症状が指摘されていく。対策としては3点が提言される。第一に密造密輸のルートを根絶すること、第二に覚せい剤取締法の罰則を強化すること、第三に患者を入院隔離すること、である。特に2点目については「違反者に対して三年以下の懲役か、五万円以下の罰金刑しかなく、多くの場合罰金刑で済まされている」として「罰則が軽過ぎる」と断じた。

これを象徴する事例として、1952年3月31日付『読売新聞』の「ヒロポン王、捕る 二百万本密造して卸売り」と見出しが打たれた記事を紹介しよう。これは「ヒロポン王」と異名を取った呉漢石ら5名が、30日までに浅草署に検挙されたことを報じたものである。彼らは前年6月ころから足立区金方、葛飾区、荒川区三河島方面に数か所の密造所をつくり、覚せい剤のアンブルを「自供しただけでも約二百万本を製造」した。それらを都内や大阪に十数件ある「自家指定ヒロポン問屋」に1本2円で卸していた。呉はそれまで7回もの逮捕歴があった。だがいずれも50本くらいの所持でしかなく、微罪釈放になっていた。

覚せい剤取締法41条1項は、覚せい剤の輸入、所持、製造、譲渡・譲受、使用の禁止を犯した者を「三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」と定めていた⁸⁾。それを熟知していた呉は、浅草署での取調中に「何度捕えても同じことを繰り返すだけだ」と豪語したという。後日、5万円の保釈金を納めて釈放されたものの、その言葉どおりの挙に出て半年もしないうちにまた逮捕された(1954年11月18日付『毎日新聞』)。

さて、「鏡子ちゃん事件」を受けて『朝日新聞』は5月8日付で「覚せい剤を取締れ」と社説で訴えた。この凶行から説き起こして覚せい剤の青少年への蔓延に警鐘を鳴らしている。すなわち、少年院や少年刑務所に保護されている青少年のうち関東で24.5%、関西では50%までもが覚せい剤中毒者である。徹夜で試験勉強する際に使って覚せい剤に溺れていく高校生もいる、と。さらに、「密造の根源」を徹底的に取り締まることが強調される。『毎日新聞』社説と異なり、法改正への言及はない。

『読売新聞』がこの問題を社説で取り上げるのは5月11日付である。「青少年をヒロポンから守れ」と題されている。記事は青少年犯罪の多くが覚せい剤と何らかのかかわりがあることを指摘する。しかも、地方によっては「青年でヒロポンを愛用しないと幅がきかぬといった風潮すらある」と嘆く。一方で、取締りの実効がなかなか上がらないのは、密造の大半を「第三人」が担っているためだという。法改正については「ぜひとも今国会において実現して欲しい」と主張する。

前述のとおりすでに2か月前に社説で事態を警告していた『毎日新聞』は、5月12日付で「トピック解説 ヒロポン禍」と題した大型記事を掲載している。「常用する高校生 農漁村にも大量に流る

ボン代ほしさの犯罪」との3段抜き3行の見出しも添えられている。その左に配された、密売所で若い男女が自己注射している写真には息をのむ。



出所：1954年5月11日付『毎日新聞』。キャプションは「上野でのヒロポン密売＝昭和二十六年暮＝」と付けられている。

記事によれば、密造業者は全国に2000人と、ブローカーは3万人超と推定される。ブローカーは1人で5000人ほどの客を持っている。密造が一向に収まらない原因として、①製造が容易であること、②利益が大きいこと、③罰則が軽いこと、の3点を挙げている。覚せい剤取締法の最高刑は麻薬取締法の最高刑である「情状により十年以下の懲役、五十万円以下の罰金」からみて軽すぎる。従って、密造業者が摘発されてもたいていは罰金刑にしかない。

この提案を受けるかのように、5月20日の衆議院厚生委員会で田中栄一警視總監は、「少くとも麻薬取締法に準じて、密造者またはブローカーに対しては、七年ぐらいの体刑、五十万円以上の罰金程度に上昇する必要があるのではないか」と答弁している⁹⁾。

まとめれば、「鏡子ちゃん事件」が社会に大きな衝撃を与えた。その結果、青少年による覚せい剤の乱用ぶりと現行法の罰則の軽さをどうするかが、政策課題として強く認識されたのである。マスメディアも世論の喚起・形成に大きな役割を果たした。改正法が立法される契機は明白であった。

(2) 1954年の覚せい剤取締法改正をめぐる審議経過

「鏡子ちゃん事件」が発生する3日前の1954年4月16日に、参議院厚生委員会で「覚せい剤取締法改正に関する調査のための小委員会」の設置が議決される。委員は小委員長に互選された高野一夫(自由)をはじめ、常岡一郎(緑風会)、藤原道子(左社)、堂森芳夫(右社)、有馬英二(改進黨)、谷口弥三郎(改進黨)、湯山勇(左社)の合計7名で構成された¹⁰⁾。彼らのうち、高野は元薬剤師であり、堂森、

有馬、谷口は元医師、藤原は元看護師であった。また、藤原、堂森、有馬、谷口は1951年6月に成立した覚せい剤取締法案を審議した第9回および第10回国会の参議院厚生委員会の委員を務めていた¹¹⁾。同法案審議にあたって藤原と有馬はとりわけ熱心に質疑を行った(西川 2018a: 15)。高野はまだこのとき参議院議員ではなかった。

1954年5月25日の参議院厚生委員会で、小委員長の高野が小委員会の審議概要を報告している。それによると、小委員会は5月6日、11日、13日、15日、24日、そして25日と合計6回開催された。つまり、「鏡子ちゃん事件」発生後に集中的に審議が行われたのである。ただし、小委員会の会議記録は残されていない¹²⁾。ゆえに内容については高野の報告に基づくほかない。

報告に従えば、参法である覚せい剤取締法の改正を目指して、参議院法制局、厚生省薬務局、法務省入国管理局、同刑事局から十分な意見聴取を行い、実相の把握に努めた。それを参考に検討を進めて2点につき合意に達した。

第一は覚せい剤の定義の拡大である。現行法で規定されている二つの誘導体(フェニルアミノプロパンとフェニルメチルアミノプロパン)以外の誘導体が今後現れる可能性がある。その場合、厚生省の試験・調査により覚せい剤と同様の覚せい作用を有すると判定されれば、政令により取締りの対象とする。第二は罰則の強化である。密造者、密輸入者、密売買者、不法所持者および不法使用者は5年以下の懲役または10万円以下の罰金、営利目的または常習としてこれらに該当する者はそれぞれ7年以下、50万円以下へと引き上げる。こうして、麻薬取締法と同格、同程度の罰則とした。

加えて、違反者に対して出入国管理令によって強制退去を命じることができるよう、出入国管理令の改正も議論された。しかし、法務省は覚せい剤という日本独特の事情を出入国管理令に入れるのは、国際慣行上好ましくないと難色を示した。今回の改正により1年以上の懲役に処せられる者が出るはずであり、そうなれば、現行の出入国管理令に基づき強制退去を命じられる。なので、出入国管理令の改正を見送って、検挙や判決の動向をみきわめて判断してはどうかとの結論に落ち着いた。

以上の高野の小委員長報告について質疑は出されず、報告は「異議なし」で了承された。

翌26日に、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案が参議院に提出され、ただちに参議院厚生委員会に付託された。続いて、同日同委員会で高野が提案理由を説明する。すなわち、1951年の覚せい剤取締法制定以降も覚せい剤の乱用に歯止めがかからず全国に及び、とりわけ青少年を蝕んでいる。対策としてまず密造を取り締まることが考えられ、罰則を強化し「最近の状況に即応せんとした」。

上條愛一委員長(右社)が質疑を求めたところ、竹中勝男(左社)が「すでに小委員会で十分御検討になったのですから」と質疑・討論を省略して採決する動議を提出し、谷口が賛成した。動議が成立し採決に移った。参議院厚生委員会は改正覚せい剤取締法案を全会一致で可決した。28日午前中の参議院本会議でも起立総員で可決され、法案は衆議院へ送られた。

衆議院厚生委員会には、法案は28日にまず予備審査¹³⁾として質疑にかけられている。当日の出席委員は13名であった。提案者として高野が趣旨説明をしたあと、元医師である岡良一(右社)が質疑に立った。まず岡は覚せい剤の禁止を求めた。高野が提案した改正法案も、「診療に従事する医師

が施用する場合」や「研究者が研究のため使用する場合」には、覚せい剤の使用を認めていたためである。高野は法に規定する二つの誘導体とは異なる構造式をもつ誘導体が今後現れる可能性が高く、それら覚せい剤の作用をもったものをいちいち禁止していくのは困難であること、またそうなった際には臨床上「非常にめんどろな問題」が生じかねないなどと答弁した。

岡はこれを受け入れず、臨床上覚せい剤の「代用品がいくらでもある」、指摘のような誘導体が現れればその都度禁止項目に加えていけばいいなどと述べた。そして、「覚醒剤は禁止するという、こういうのはつきりした意思表示を政府がし、国会がする。このことがやはり若い国民の層に与える心理的な啓蒙的価値というものは非常にあるのじゃないか」と主張したのである。

これに対して高野は、覚せい剤を禁止しても密造・不正使用の根絶にはつながらないと反論する。岡は納得しなかった。だが、話題を「第三人」による密造問題へと転じる。法改正をすれば彼らの強制送還は可能になるのかを質している。岡は出入国管理令を改正して強制退去事由に覚せい剤取締法違反を入れられなかったことを、「少しなまぬるい」と批判した。その事情を参議院法制局参事の中野武夫が説明する。出入国管理令に強制退去事由と規定されている事項は、国際慣行上どの国にもその了解がある事項である。日本が強制退去を命じて、覚せい剤事案のように国際的に承認されていない事由ならば相手国が受け入れない、と。

ここで質疑者は松永佛骨（自由）に替わる。松永は正規ルートで製造されている覚せい剤は年産390グラムにすぎないものの、全面禁止することが大きな社会的、精神的効果をもたらすはずだと岡に同調する。高野は岡に答えたこととほぼ同様に全面禁止の困難さを繰り返し述べた。厚生省業務局長の高田正巳はそれを受けて、全面禁止の意思がないわけではなく、それを確信できるに足るまで研究が進んでいない。そこで厳罰化を先に行い、「研究をする余裕を与えていただきたい」と理解を求めた。

最後に元医師の滝井義高（左社）が正規ルートで製造される390グラムの使われ方などを質している。

13名の委員のうち質疑者は3名で、うち2名は元医師だったことになる。3名の総発言数は9721字であり、内訳は岡が5302字（54.5%）、松永が3866字（39.8%）、滝井が553字（5.7%）であった。13名の委員の中で古屋菊男（民主）も元医師であった。けれども、滝井も古屋も1953年総選挙で初当選したので、1951年の覚せい剤取締法案の審議には関与していない。これに対して、松永は同法案を審議した当時の衆議院厚生委員会の委員長であり、岡は同委員会の委員であった。このときはやはり元医師の丸山直友（自由）が委員でもっばら質疑し、岡は発言していない（西川 2018a: 19）。ところが丸山は1期で引退したため、1954年の改正法案審議に際しては岡が質疑に熱弁をふるったのである。

前述のとおり、改正法案は5月28日に参議院本会議で可決された。それは即日衆議院に送付された。従って、翌29日の衆議院厚生委員会での審査は予備審査ではなく本審査であった。この日は4人の参考人から意見聴取が行われた。

まず、秋谷七郎東大医学部薬学科教授は、覚せい剤の禁止に反対した。いかなる医薬品も良薬にもなれば猛毒にもなる。これは覚せい剤に限らない。後者になることを防ぐ方法を考えるべきであろう。林^{あきら}暁都立松沢病院長も、禁止によって研究が阻害され「少くとも文化的の意味からいつて適当なことではない」、禁止するのは「少し神経質過ぎる」との意見であった。宮本忍東京療養所長は、覚せい剤には血圧上昇作用があり結核の低血圧下麻酔手術に有用であると述べた。さらに竹山恒寿総武病院長は、精神科の領域で治療において覚せい剤は「あつてもなくてもよい部類に属する」。ただ、中毒者はみな密造品を使っているので、覚せい剤を禁止しても問題解決にはならないと指摘した。

すなわち、現場に精通する専門家4人全員が覚せい剤を禁止することに懐疑的であった。これらの意見に対して、まず質疑に立ったのは岡であった。岡は前日と同様に覚せい剤禁止という立法府の意思を示すことで、国民に対する道義的效果を強調する。また、麻薬取締法にあるとおり、原則禁止にしておいて但し書きで除外規定を設けてはどうかと提案する。

林は岡の主張する禁止の効果に疑問を呈し、除外規定を設けることにも運用上の懸念を示した。秋谷も林に賛同し、除外規定は研究の萎縮をもたらすという。しかし岡は納得せず、1951年に自らも法案審査に携わった覚せい剤取締法で禁止しなかったことを後悔する。その上で「全然非合法だということへヒロポン（略）を追い込んで行く」重要性を述べる。林は覚せい剤取締法が禁止したところで状況は今とさして変わらなかったろう、罰則が甘かった点のほうが問題だと反論した。最後に林は禁止するしないの効果について「これ以上話し合いをいたしましてもきりが無い」として発言を終えている。

次に質疑に立った松永も岡同様に全面禁止を強調する。これには竹山が禁止されても密造がなくなることはなく、禁止するかどうかを論じることはあまり意味がないと言いつ返した。

要するに29日の衆議院厚生委員会では、改正法案の目玉であった罰則強化は議論にならず、もっぱら覚せい剤の全面禁止の可否が質疑の焦点であった。禁止に実質的效果はないとする参考人に対して、岡と松永が道義的啓発的效果を強調した。その後討論に入り、松永が「禁止」という文言を入れた以下の附帯決議案を「各党の全体意見」として提案する。「禁止」の要求を拒否された衆議院側のせめてもの抵抗であった。もちろん、附帯決議に法的拘束力はない。

「覚せい剤による慢性中毒が青少年等の心身を害しつつある現状にかんがみ、政府は覚せい剤の製造、施用等の禁止につき速かに万全の措置を講ずべきである」。

法案は「異議なし」可決され、附帯決議案も「異議なし」で付することに決した。5月31日衆議院本会議で「異議なし」で覚せい剤取締法の一部を改正する法律案は可決・成立した。公布・施行日は6月12日であった。

2 「日本のアヘン戦争、ヒロポン禍」

(1) 警察側の徹底的取締りと覚せい剤撲滅運動の展開

「鏡子ちゃん事件」が覚せい剤取締法改正案の審議に強いドライブをかけたことは間違いなからう¹⁴⁾。同時に警察当局も覚せい剤密造者への取締りを強化していく。1954年5月から9月までに3大紙に掲載された主な検挙事例を表2にまとめた。

表2 3大紙が報じた1954年5月～9月の主な覚せい剤密造検挙事例

	掲載日と掲載紙	見出し	内容
1	1954/5/22 読売	ヒロポン十萬本押収	8名のヒロポン密造団を検挙し、「戦後最大の量」の10万本を押収
2	1954/5/28 読売夕刊	ヒロポン魔街手入れ	「私設ヒロポン診療所」を開設し1本15円で注射
3	1954/5/31 読売夕刊	上野葵部落を急襲 ヒロポンの巣、15名逮捕	上野公園内の通称葵部落を捜索し、2万本を押収
4	1954/7/15 朝日	約三百人検挙 大阪でヒロポン大手入	大阪ほか4市758か所を捜索し、301人を取締法違反容疑で逮捕、24万本押収
5	1954/7/18 読売（朝日も報じる）	御徒町マーケット急襲 覚せい剤取締りで21名検挙	御徒町の朝鮮人部落親善マーケット全世帯64戸を捜索し、2万本を押収
6	1954/8/1 読売夕刊（朝日、毎日も報じる）	ヒロポン密造所急襲 墨田を本拠の五名検挙	「安田工業所」なるヒロポン製造所を設けて約100万本300万円を荒稼ぎ

筆者作成。

こうした取締りの強化によって、警視庁の調べでは前年に比べて1954年には注射液や原料粉末の押収は約5割も増えた。ただ、これを報じた9月22日付『読売新聞』の記事の見出しは「グングン増えるヒロポン患者 なんと80人に一人 来月から徹底的取締り」とあり、中毒患者の腕の注射痕という衝撃的な写真を掲げた。そして、「違反者のうち日本人は八五%を占めているのに、密造者は朝鮮人が七二%であること、朝鮮人の手によって日本人のヒロポン患者が作り出されていることで、とくにこれは北朝鮮系が多く、思想的な背景も考えられている」と分析している。また、警視庁の調べに基づき、同年の検挙者4974名のうち青少年は1400名で前年比130名増であるとして、大いにこの点を憂慮している。警視庁は10月から密造者に主眼を置き「徹底的な永続取締り」に取り組むのだという。



出所：1954年9月22日付『読売新聞』。キャプションは「ヒロポン患者の腕、注射のあと」と付けられている。

この警視庁の10月からの取締りを1954年10月15日付『朝日新聞』夕刊は「ヒロポン禍一掃へ警視庁、長期取締りに乗り出す」と題して大きく伝えている。リード文には「検挙取締り二カ月というかつてない強力なヒロポン絶滅に乗り出している」とある。本文中に養老絢雄警視庁防犯部長の意気込みが、「密造第三人があらゆる策をもって取締りを妨害するならばこれと対決してあくまで目的を完遂するつもりである」とのコメントで紹介されている。

1954年10月18日付『読売新聞』社説は「ヒロポン取締りに期待する」として、上記の警視庁の方針を支持している。そして、警察任せにするのではなく、「法務省、厚生省などの関係官庁をはじめ、学校、青少年補導機関、その他の民間団体が、打って一丸となり真剣にこの問題と取り組むことが肝要である」と語気を強める。養老警視庁防犯部長の上の発言も引用され、それについて「不良第三人に対しては説得や道徳の講釈は一切通用しないのだから、もつとも厳格な態度で臨んで欲しい」と社説は求めている。差別と偏見に満ちており、今なら到底許容され得ない書きぶりである。

さて、警察側の取締りは供給者側を重視していた。一方、需要者側に対しては青少年の子どもをもつ母親の団体や教育委員会が、覚せい剤の撲滅を目指した啓発活動を展開していく。東京の事例をみてみよう。1954年6月16日付『毎日新聞』には「ヒロポン絶滅運動 文京婦人団体が呼びかけ」と

の見出しの記事がある。8月15日付『毎日新聞』は同団体の活動として19日から「青少年を守る運動」を開始して、「各地区で映画や座談会」の催し物を開いていくと報じた。

この映画とは覚せい剤の恐怖を告発する教育映画である。『覚せい剤の恐怖』、『ヒロポンは悪魔だ』、『蝕まれゆく青春』、『悪魔の呼び声』、『私は殺される』の5作がつけられた（1954年8月6日付『読売新聞』）。都内各地の教育委員会がこれらを購入し、巡回映画会を実施したのである（西川 2018b: 189）。『覚せい剤の恐怖』とその後につけられた『失われた青春』の2作は厚生省推薦として各都道府県が買い上げて広報活動を行うよう指示したと、国会で厚生省薬務局監視課長の島治一が答弁している（1954年10月26日・参議院厚生委員会閉会中審査）¹⁵⁾。「ヒロポンから青少年を守れ」などと書かれた立て看板もあちこちの街角に設置された。

9月30日には「東京母の会連合会二周年記念『母の集い』」が神田・共立講堂で開かれた。安井誠一郎東京都知事、江口見登留警視総監、近藤綸二東京家裁所長も列席した。参加者約2000名の大集会である。集会の最後に「私達はあらゆる力を結集してヒロポン撲滅に力をつくしましょう」との決議がなされた（1954年10月1日付『毎日新聞』）。不名誉にも『ヒロポンの本場』とよばれていた台東区は、10月18日に児童福祉行政機関連絡会を開いてその汚名返上策を協議している（10月19日付『朝日新聞』）。ちなみに、上記表2の5にある「御徒町マーケット」は台東区にある。

(2) 成果をあげた1954年11月の徹底的取締り

警視庁は1954年10月・11月の2か月間を徹底的な取締りの第一次の目標期間とし、10月10日には警視庁内に「ヒロポン検挙対策本部」が特設された。その成果を新聞記事で確認していこう。11月は東京都が青少年保護育成運動の一環として「ヒロポン禍防止運動」を実施した月でもある。3大紙が報じた10月から12月までの主な密造検挙事例を表3に示した。

表3 3大紙が報じた1954年10月～12月の主な覚せい剤密造検挙事例

	掲載日と掲載紙	見出し	内容
1	1954/10/25 朝日夕刊	ヒロポン工場手入れ	板橋の密造工場を摘発。10人ほどの工員が1日に約1万本を密造
2	1954/11/1 読売	ヒロポン六千万本 板橋 密売元の地下工場手入れ	地下を掘ってヒロポン密造工場を設け、戦後最大の6000万本超を密造密売
3	1954/11/1 読売	練馬で13名検挙 夜の女たちに売りさばく	ブローカー13名を検挙。埼玉県下の朝鮮人部落の地下などに工場をつくる。
4	1954/11/9 読売夕刊（朝日も報じる）	御徒町マーケット急襲、覚せい剤取締り、21名検挙	朝鮮人の集団部落である御徒町の親善マーケットへ3回目の一斉取締りを実施。2万本押収

明治大学社会科学研究所紀要

5	1954/11/17 朝日（読売も報じる）	ヒロポン原料密造所に手入れ 二万CC分を押収 墨田 米人経営ホテルから	名目上アメリカ人経営のホテルで捜査の盲点だった密造所。この設備であれば、1回に3キロ（120万CC分）の原末が製造できる。
6	1954/11/17 朝日夕刊（読売も報じる）	またヒロポン手入れ 大掛かりな密造工場摘発	埼玉県下でヒロポン原末製造機一式を押収。上記5の墨田が第二工場でここが第一工場。百数十万本は製造できる原材料を押収
7	1954/11/19 毎日	全国一のヒロポン密造団 関西で五千万CCを流す	全国一の組織をもつといわれる10名のグループを検挙。長野、京都など数か所の工場で製造し、関西一帯の密売ルートに流す。
8	1954/11/20 毎日	ヒロポンの裏に元祖防隊首脳 密造資金、を流す	上記5と6に北朝鮮系の在日全祖防隊元最高キャップ盧在浩が黒幕として密造資金を提供
9	1954/11/21 朝日夕刊（読売も報じる）	ヒロポン密造 主犯の高自首	上記5と6の2工場を設けた戦後最大の覚せい剤密造団の主犯・高漢俊が自首
10	1954/11/25 読売	ヒロポン部落 三河島で20カ所搜索	ヒロポン部落、といわれる朝鮮人ヒロポン部落を搜索。6万本に相当するヒロポン原末、密造器具一式などを押収
11	1954/11/26 読売夕刊（朝日・毎日も報じる）	工場でヒロポン密造 5名逮捕 原末百万本分を押収	板橋の塗料工場内に密造所をつくり、薬剤師が製造技師となり製品化
12	1954/11/27 毎日夕刊	通産省研究室を利用 ヒロポン原末を密造 主犯ら四名を逮捕 結核新薬研究といつわる	通産省が民間研究者に貸し出していた東京・幡ヶ谷の開放研究室の一室が密造に使われていた。
13	1954/12/16 読売	原末三キロ押収 ヒロポンの三名検挙	これほど大量の原末が一度に押収されたのは警視庁管内でははじめて
14	1954/12/16 朝日	会員組織で注射 ヒロポン摘発 八人を検挙	アパートをアジトとして会員組織で中毒患者に覚せい剤を打つ。典型的なボン魔クツ。
15	1954/12/17 毎日	押収ヒロポン数千本 検察事務官が横流し 処分せずに隠匿して	判決がすみ廃棄処分にした覚せい剤を検察事務官が自宅に持ち帰り、朝鮮人に密売
16	1954/12/26 朝日夕刊	拘置所で密造を相談 ヒロポン売買で四人捕る	拘置所内で二人が出所後の密造を相談し、そのとおり出所後密造した二人と販売係の二人を逮捕

筆者作成。

11月に取締りが徹底的に強化されたことがわかる。

ところで、表3の8の記事にある「北鮮系の在日全祖防隊」¹⁶⁾が密売に関与している疑惑については、1954年11月13日付『読売新聞』も大きく取り上げている。「日本のアヘン戦争、ヒロポン禍 密造元は大半北鮮系 全国の中毒患者百万人 一日に四億円消える」との大見出しである。6行に及ぶリード文の最後には「麻薬謀略による日本のアヘン戦争」とさえ憂慮されている」と書かれている。記事本文は密造者の72%が「北鮮系朝鮮人であるといわれ」、密造・密売による「暴利の一部は政治資金に利用されているともいわれている」といずれも伝聞調である。後述のとおり、捜査当局はこの事実を否定した。

11月26日に警視庁は約2か月に及んだ取締り強化の成果を発表した。それによれば、総検挙人数は日本人3924名、朝鮮人728名など合計で4661名に達した。内訳は、密造者人員205名、ブローカー人員1495名、不法所持・使用違反人員2961名であった(1954年11月26日付『読売新聞』夕刊)。

また、この時期の報道で特筆すべきは、『毎日新聞』が「ヒロポンをつく」と題して11月10日付から11月24日付まで15回の大型連載を組んだことであろう。中毒患者を集中的に収容した千葉・船橋の総武病院の院内、山谷のドヤ街で覚せい剤を注射し合う少女たち、都会・農漁村を問わないヒロポン禍の広がりや禁断症状のすさまじさ、原料エフェドリンを密輸する手口、容疑者取り調べの困難さ¹⁷⁾、朝鮮人の生活に不可欠の資となっている密造¹⁸⁾、中毒者が引き起こす殺人などの犯罪、そうした犯行に刑事責任を問えるかを悩む裁判官、青少年のうち中毒に陥りやすい性格分析、覚せい剤が戦後市中で乱用されるに至る歴史、中毒青年たちの更生に尽くしている寺、そして、最終回は覚せい剤撲滅運動が幅広い社会運動になったことを取り上げている。

その最終回には警視庁の徹底的な取締りについて、「すばらしい成果をあげている」と評価し、「この調子で取締りを続けてゆくと、来年の春ごろには東京でヒロポンを手に入れるのは殺人や銀行サギをやる以上にむずかしくなるだろう」とやや筆を滑らせている(11月24日付『毎日新聞』)。当然ながら、この連載記事も大きな啓発効果を生んだことであろう。

NHKラジオも覚せい剤問題を力を入れて放送で取り上げている¹⁹⁾。

1954年12月30日付『毎日新聞』は「根絶へいまひと息」との見出しで、この3か月間の警視庁による徹底的な取締りを総括する記事を掲載している。「覚せい剤取締対策本部」を設けて本腰をいれただけにわずかこの三ヶ月間に昨年一年間と同じ好成績をあげた」と紹介している。具体的には、この間の検挙者数は7048名で、昨年1年間の約8000人の9割弱という「驚くべき成果」だった。密造者は摘発を恐れてアジトを都内から近県へ移している²⁰⁾。覚せい剤は品薄になり価格が高騰している。前出の養老絢雄警視庁防犯部長は「まさにもう一息の段階に達した」と手応えをコメントしている。内藤(2011: 15)には「1954年11月に大々的な取締りが行われて情勢は一変した」と書かれている。言うまでもなく、本稿冒頭で提示した1954年の5万5664人という検挙者数は、11月の取締りの成果でもあった。

(3) 法改正の効果はあったのか

1954年10月26日に参議院厚生委員会の閉会中審査が開かれ、「覚せい剤取締に関する件」が議題とされた。ここで法改正を主導した高野一夫が、重罰化した効果について法務省刑事局刑事課長である長戸寛美に質している。長戸は裁判所に対して覚せい剤の害悪の深刻さを納得させる論告を行い、重い求刑がいかに妥当かを裁判所に理解させるよう指示しているとまず述べた。しかし、次のように続けるほかなかった。

「先生おつしやいましたような、改正後に非常に重い判決があつた事例というのはまだないのであります。併しながら我々としましては現在五年ぐらいの求刑をしたものはすでに事件があるわけでありまして、今後とも求刑並びに判決が厳罰を維持し得るようにして参りたいと、こういうふうと考えております」。

前述の「覚醒剤取締法改正に関する調査のための小委員会」の委員であった藤原道子も長戸に質した。「ほかの例とは別個の犯罪だと思しますので、これは国民をも破壊してしまうものでございますから、密造者は絶対に保釈しないようにしてもらいたいです」。長戸は刑事訴訟法上保釈が許可されない「常習として長期の三年以上の懲役又は禁錮に当る罪を犯したものである」ことを裁判で強く訴えて、保釈させないことを目指すと答弁した。藤原は法律の建前はわかるが、ヒロポンから発生する社会的悲劇を考えてヒロポンは特例扱いをしてほしい、と求めた。言い渡される刑が軽すぎるとも述べている。

1954年11月25日にも参議院厚生委員会の閉会中審査が行われ、「覚せい剤取締に関する件」が議題になっている。

まず、参考人の江口見登留警視總監が「覚せい剤違反者、判決結果調」と「覚せい剤取締法違反被疑者検挙処分結果中の一部」に言及している。そして、後者について1953年と1954年の東京と静岡の分を解説している。それによれば、検挙者のうちほぼ半数には執行猶予がつけられており、1年以上の懲役刑になる者は非常に少ない上に、執行猶予がついているので、出入国管理令が規定する強制退去に処することもできない。「折角法律も改正して頂いたのでありますから、この取締りに即応して、もう少し重刑を科して頂きたい」と江口は裁判所に注文をつけている。

一方で、取締りの強化については世論の支持を得て、マスメディアもよく報じてくれるので、覚せい剤の危険性についての認識が「非常に各方面に徹底して参つた」と満足げである。最後に、朝鮮人の「集団部落」は自衛組織化されていて隠蔽も巧みなので、摘発に苦勞していることをこぼしている。

説明員の斎藤昇警察庁長官は、全国の取締状況につきこの10月に限ってもこれまでの平均約1か月の取締件数・人員の7、8割は増加したという。同じく説明員の長谷山行毅法務政務次官は、各検察庁に覚せい剤の係検事を新設したなど検察庁の取り組みを報告した。法改正により法定刑が引き上げられたので「厳罰を科するように裁判所に要望」し、その結果裁判では科刑が重くなっていると述べている。別の箇所でも「裁判所が十分納得して(略)その求刑通り判決されるように、努力しておる次第でございます」と言い添えた。

次いで質疑に移ると、高野一夫が10月26日の委員会においてと同様に、法改正により重罰化した成果はあがっているのかと尋ねた。今回も長戸が答弁した。「裁判の結果まで現れましたのは非常に少い」ものの、大阪で一斉検挙した密造事犯については2年ないし3年の実刑判決が言い渡された、と。先に引いた10月の「釈明」よりやや前向きである。重ねて高野は、そうした実刑に処された者で外国人の場合、強制退去を命じられないのかと質した。長戸は双方の国で処罰される事案について強制退去させるのが原則としても、入国管理局と善処方を講じていきたいとかわした。

次に高野は、朝鮮人に密造者が多く使用・所持者が少ないのは、密造が「金儲け」などではなく「思想的謀略」が潜んでいまいか、と藤井五一郎公安調査庁長官に迫った。藤井はその趣旨の「情報なり資料を得ていません」と否定した。同じことを谷口弥三郎も問うている。これに対して斎藤長官は、「民族的な謀略のためにヒロポンを扱っている（略）ヒロポンによつた資金を或る種の運動資金に充てる（略）そういうことを裏付けるようなものはまだ出ておりません」とやはり否定的であった。もちろん、彼らの言葉を額面通りに受け取ることはできまい。

山下義信（右社）も前述の藤原と同様に、執行猶予付の判決や保釈が認められていることに強い異議を唱えている。続いて藤原が再び質疑に立ち、「どうしてこんな思いやりのある判決をなされるのか」と判決に強い疑問を呈する。藤原の追及はことのほか厳しく、草場隆圓厚生大臣に対して「あなたは、厚生大臣なんですよ。（略）厚生大臣は、如何にして国民を守るかというところに、あなたの使命があるのです。そのあなたの答えのほうか、ほかの人よりも、何だかこれを軽く見ているように私は思われてしょうがない」と憤っている。また、覚せい剤密売者に対しては財産を没収することはできないかと尋ね、長戸に「相当問題があろうかと思えます」と返されている。

要するに、法改正して厳罰化した効果は限定的だった。検察側は改正法に基づき重い刑を求刑し、裁判所にそれに沿った判決を求めた。司法の独立を侵しかねない際どい発言もみられる。しかるに、裁判所がそれに「機敏」に応じることはなかった。裁判員裁判であれば検察の求刑を上回る判決が言い渡されることがある。しかし、プロの裁判官だけの法廷では「量刑相場」を無視できない。ましてや、藤原の主張するように覚せい剤事犯だけ特別扱いすることを許せば、法治国家が崩壊する。とはいえ、事態の切迫感は一ひしと伝わってくる。

3 「屋上屋」法案だった1955年改正法

(1) 1年後に衆法により再度の改正へ

1954年11月の徹底取締りを経た12月1日に斎藤昇警察庁長官が、全国7管区警察局長会議で次の方針を明らかにした。「最も悪質なヒロポン原末製造者などに対する刑罰をみるに最高五―七年であるが実際にはほとんど執行猶予か罰金刑に終っており、この点ははなはだ不合理であると思われるので、できれば次期国会に最高二十年程度の刑にするよう改正法案を提出したい」（12月2日付『読売新聞』）。

罰則を重くした改正法施行後まだ6か月も経っていない。しかも最高刑を7年から20年に大きく引き上げることは、法の安定性からみて大きな問題をはらんでいる。そもそも、警察庁長官といえども一般職の国家公務員が公言していい矩をこえていまいか。ところが、これが再度の法改正の起点になるのである。

さて、1954年12月6日の参議院本会議において、上記の「覚醒剤取締法改正に関する調査のための小委員会」の委員であった湯山勇が、「覚醒剤取締に関する緊急質問」を行った。湯山は「撲滅の前途は極めて暗い状態」だと指摘する。にもかかわらず、覚せい剤取締法も同法の改正法もいずれも議員立法であることを挙げて、政府の怠慢を批判している。けれども政府がそれを認めるはずはなく、緒方竹虎副総理は取締法に則り「着々と成果を挙げておる」と答えた。

1954年12月9日に鳩山一郎（民主）が首相に指名され、翌年1月22日に衆参両院で施政方針演説を行った。その中で鳩山は「覚醒剤〔参議院の会議録では「覚せい剤」〕（略）等のはんらんまことに嘆かわしき事態であります、特にわが国の将来をになうべき青少年に対し悪影響を与えていることは、まことに憂慮すべきことであります。政府としては、広く民間諸団体の協力を得まして、早急にこれが絶滅のため適切有効な対策を講じ、もって明朗な社会の建設に邁進いたしたいと存するのであります」と明言した。覚せい剤撲滅を施政方針の一つにしたのであった。湯山の指摘を意識してこのくだりを入れたのかは当然わからない。ただ、注目すべきは、鳩山の前任の吉田茂首相が国会での施政方針演説あるいは所信演説で、覚せい剤対策に一度も言及していない点である²¹⁾。湯山に「怠慢」とそしられてもやむを得まい。反対に、鳩山は国会演説にこれを入れた²²⁾ことで、内閣の政策として取り組む姿勢を示す責任を負った。

具体的には、1955年1月28日に閣議決定により内閣に覚せい剤問題対策推進本部が設置された（厚生省編 1988: 1252）。厚生大臣を本部長、官房長官を副本部長とし、厚生省はじめ関係する各省がすべてここに入った²³⁾。

ところで、鳩山内閣は1954年12月11日に臨時閣議を開き、行政費の節約、綱紀肅正を目指して内閣としての「新生活運動」²⁴⁾の方針を決めた。たとえば、大臣給与の1割削減、公務員と部外者とのマージャン、ゴルフ等の禁止などである（12月11日付『読売新聞』夕刊）。鳩山総裁下の民主党は政調会が新生活運動の一環として覚せい剤取締法改正案を立案し、1955年6月10日の総務会でその国会提出を決めた（6月10日付『読売新聞』夕刊）。すなわち、新生活運動という文脈で、前年改正したばかりの同法の再改正が図られたのである。再改正法案の立法の目的は、内閣の政策に「目に見える」形を与える²⁵⁾ことであった。

この記事を読んだ高野一夫は、1955年6月16日の参議院社会労働委員会で川崎秀二厚生大臣（民主）に、この報道は事実なのか、および厚生省として再改正の必要性を認めているのかを質した。

川崎は、取締りになお不十分な点があると警察方面などから指摘されている。ならば完璧な法律にして覚せい剤の被害を完全に撲滅したい。民主党は覚せい剤の問題について非常に熱心に取り組んできており、法律を一段と効果が上がるものに改正することを望んでいる、などと答えた。

自ら手がけた改正法の再改正に釈然としない高野は、現行改正法のどこに欠陥があるのかと迫る。川崎は、製造原料の規制を強化したい、警察からより一層の重罰化を求める意見が届いていると返した。

高野にはこの説明は心外であった。というのも、改正法案策定時に検察、警察の要望に沿って重罰化したのであり、それ以上の重罰化の要望はあるのか。製造原料についてもいろいろな議論を経て改正法の規定になったところ、また蒸し返すのか。だとすればそれは「法律が軽々に改廃される（略）実例を作ることになる」。確かにこれは正論であろう。「われわれとしても当委員会においては十分研究し尽した、論議し尽した改正なのであるということもお含みを願って御研究おきを願いたい」と最後に釘を刺している。

そして、衆議院議員提出法律案（衆法）として覚せい剤取締法の一部を改正する法律案が、1955年7月8日に衆議院に提出され、同日に衆議院社会労働委員会に付託された。7月12日の同委員会で、同年2月の総選挙で衆議院議員に返り咲いた早川崇（民主）が再改正法案の趣旨説明を行っている。早川は社会労働委員会の委員ではなかった。

早川はこれが4党（民主、自由、左社、右社）共同提案であることを断った上で説明に入る。それによれば、主な改正点は2つである。第一に罰則を麻薬取締法並みに引き上げ、常習犯には1年以上10年以下の懲役とする。第二に覚せい剤の原料を規制する。その上で、製造業者の半数近くが北朝鮮系の朝鮮人であることに言及した。これが「日本民族の頹廢を來たす非常におそろべき原因」に、ひいては中国のアヘン禍のような弊害になりかねないと警告を発している。

同委員会での質疑は7月19日午前中に行われた。質疑者は元厚生次官の亀山孝一（民主）のみであった。亀山は古巣相手に前述の覚せい剤問題対策推進本部の「計画及び運用状況等」を、警察庁には密造事犯には「第三国人」が多い反面、中毒者には少ない事態を質している。後者については、中川董治刑事部長が所持事犯では朝鮮人が15%であるが、密造事犯では60%前後に達すると数字を挙げている。亀山は「わが国民を守るために（略）この法案にもごぞいますように、原料の点を押えられて」密造事犯を根絶することを懇請して質疑を終えた。つまり、再改正する必要性を確認したのである。

討論は省略され起立採決の結果、起立総員で可決された。同日午後の衆議院本会議で「異議なし」で可決され、再改正法案は参議院に送られた。

7月26日の参議院社会労働委員会で、早川が再改正法案の提案理由を説明した。7月12日の衆議院での説明は1377字だった。ところが、参議院になると倍以上の2799字に及んでいる。前年の参法による法改正を衆法によって再び改正するので、参議院のメンツを潰しかねない。より丁寧な説明を心がけたのであろう。罰則強化については短期でも1年としたことで強制退去事由になること、前年の改正に続いて再び改正することについては、早急に覚せい剤禍を撲滅し、アヘン禍のようにさせないためである、など衆議院において用いなかった主張を加えている。

(2) 高野一夫が執念をこめた 10690 字の質疑

この再改正法案は 7 月 28 日の参議院社会労働委員会で質疑された。質疑者は高野だけである。彼の質疑の総文字数は 10690 字に達する。その質疑と答弁の要約を以下に掲げる。

〈①法定刑の引き上げをめぐる〉

高野：法定刑の上限を 5～7 年から 7～10 年に引き上げたのはなぜか。

早川：あへん法、麻薬取締法で 1 年以上 10 年以下になっている。覚せい剤のほうがあへん、ヘロインより中毒者が引き起こす犯罪は凶悪である。従ってあへん法より刑罰を軽くしておくのはおかしい。一方、法定刑の下限を 1 年以上としたので、北朝鮮人の製造業者に出入国管理令により強制退去を命じることが可能になる。

高野：強制退去させられないのは、裁判所が言い渡す判決が軽いのが原因だ。いかに法定刑を重くしても、裁判官が相応の判決を言い渡さない限り状況は変わらない。裁判官に理解があれば、法定刑を引き上げなくても 1 年以上の判決が出されるはずである。

昨年改正時に、麻薬取締法と同様の刑罰を考えた。しかし検察庁の意向もくんで上限を 5～7 年とした。5～7 年であればほとんどが 1 年以上の刑となり強制退去できると刑事局長の説明もあった。しかも、効果を上げつつある。「昨年の参議院の改正を不可とされるこの点について、もっとはっきりした御見解を伺っておきたい」。

早川：法定刑の下限を 1 年とすれば常習者は 1 年以上の判決になる。1 年以上 10 年以下となればそれだけ裁判で重い判決を言い渡さなければならず、常習者の心理を抑圧し効果は非常に大きい。1 年前の改正を否定する意味はなくその趣旨を一層発展させたい。政府の新生活運動では、少なくとも 2 年以内に 60 万人の覚せい剤中毒患者をアヘン常習者、ヘロイン常習者程度の数まで激減させることを目指している。そのためにも昨年の法改正を「一そう發揮せしめたい」。

高野：昨年の法改正の効果を法務省に質す。

勝尾鎌三法務省刑事局参事官：覚せい剤の害悪を地検を通じて裁判官に強く説いた効果が現れはじめており、3 年、5 年の刑が科される事犯もぼつぼつ出ている。さらに法改正してより厳罰化すれば、覚せい剤の悪質性が明らかになり検察の取締りと公判を維持する有力な根拠になる。軽い判決に対しては量刑不当をもって争う強い理由になる

高野：昨年の改正法案策定に際して、麻薬取締法と同様の厳罰を科したかった。ところが、5～7 年で十分目的を達し得るとの見解を法務省から示されたので 5～7 年とした。1 年後の再改正は法の安定性にかかわる。今回の改正案の刑期のほうがよければ、なぜ昨年それを指摘しなかったのか。

勝尾：ここ 2 年以内に根絶するという強い方針が政府から打ち立てられたので、厳罰化に反対する理由はない。効果もあるから賛成した。

高野：厳罰化には反対しない。ただ、1 年でまた法定刑を変えることはいかがなものか。現行法の法

定刑は取締当局の見解を斟酌して決めた。2年で根絶と政府は力を入れているが、厳罰化だけならば到底達成できない。啓蒙活動が大事だ。見解の相違かもしれないが現行の法定刑でどうしてもだめなのか。麻薬並みに引き上げなければ根絶の目的を達成できないのか。私は十分に納得できない。最高刑を10年に引き上げても判決によってその半分くらいにされてしまう。「この法律で刑罰の最高水準をきめても私は意味をなさないと思う」。

早川：社会情勢がこの1年で変わった。改正後に徳島で学生がヒロポン中毒者に刺殺され、和歌山でも殺人事件が複数発生している。昨年、一昨年状況以後、世論は10年などなまぬるい、前の国警長官は無期にしろ、死刑にしろと言っている。諸外国の立法例でもアヘンは死刑、無期のところが非常に多い。諸外国に比べてアヘン法、麻薬取締法の刑罰は軽い。覚せい剤取締法の法定刑がそれより低いので、「最近の社会情勢を考えて（略）世論に従って麻薬並みにしよう」ということだ。

高野：昨年の法改正のとき、覚せい剤は日本独特の事象であり、国際的な問題である麻薬並みの刑罰を科すことは適当ではないという意見が出された。法務省はこれをどう考えるのか。

勝尾：覚せい剤の害悪は麻薬にも劣らないので、法改正して刑罰を上げるのが一つの方法であろう。

高野が法の安定性の観点から改正後1年で再び改正することに疑問を呈していることは、当然であろう。早川が社会情勢の変化を理由としていることは根拠として弱い。覚せい剤中毒患者による凶行は、「鏡子ちゃん事件」をはじめそれ以前から発生していた。法定刑引き上げをめぐる論戦でも高野に分があるように思われる。高野が主導した法改正の折りに関係部署の意見を取り入れて、5～7年を最高刑としたのであった。彼らが1年で意見を変えたことに、高野は裏切られたとの思いを強く抱いたであろう²⁶⁾。早川も勝尾も2年で撲滅という政府目標を論拠に掲げている。これに拘束されて、屋上屋を架すような法改正を擁護せざるを得なかったと考えられる。

〈②原料の取締りをめぐって〉

高野：今回の法案には原料の取締りが含まれている。昨年の改正時にもこれを取り入れようとしたが、適当ではないとされた。原料の取締りがうまくできるか「私どもも非常な疑問を持つ」。

早川：その後厚生省の意見により、製造の次の段階のフェニルアセトン、フェニル酢酸は取締り得るとの確信がもてた。警察も原料を取り締まれば、一層取締りは容易になるという。薬を扱う人には若干の不便をかけるが、覚せい剤撲滅の大目的のためには最小限の不便である。

高野：原料規制を昨年断念したのは、エフェドリンには一連の誘導体があるからことごとく規制するのは現実的に不可能と考えたためだ。今回の法案になって厚生省、法務省はなぜ原料規制ができるとしたのか。

高田正巳厚生省薬務局長：1955年1月に推進本部が内閣に設けられて、2年間で撲滅することを目途

として進めたいとの政府の意図が決定された。「何でも一つできるものはやってみようじゃないか」とのことである。エフェドリン、フェニル酢酸の2系統の原料を規制することで密造をより困難な方向へ追い込んでいく。

高野：次から次に中間体がつくられるので、原料を取り締めることは実際問題としてできない。「有名無実に終る」。

高田：原料になり得るものを完全に抑えきるのは、合成化学の本質からして非常に至難である。ただ現在密造の原料になっているものはわかっているのをこれを規制して、密造をより困難にする意味はある。

高野：密造部落を容易に摘発できないことがネックになっている。原料からたどって行って密造部落摘発に結びつけることができるのか。

高田：そう簡単にはいかないが捜査の実際にはあり得る。

高野：第三国人の密造は金儲けのために加えて、日本の青少年を心身ともに破壊するという意図がありやしないか。

井本臺吉法務省刑事局長：「現在までわかっております状況では、金もうけの目的以外にいろいろ考えてやっていったというような事跡は上って参っておりません」。原料中間体からたどって密造部落を検挙した事例はないが、成果があがること「なきにしもあらず」だ。

政府委員である高田や井本の答弁にも「屋上屋」法案であることの本質がにじみ出ている。やはり2年という期限を切った政策目標を掲げたことが、「何かやらなければ」と関係者に負荷をかけたのである。また、ここでも「第三国人」が日本の青少年を破壊する意図を持って覚せい剤を密造しているとの見立てについては、否定されている。

〈③総括〉

高野：「この法案はせっかく衆議院で田中さん²⁷⁾たちが中心になってお作りになった(略)あえて私は反対いたしません」。原料規制のため政令を10も20も指定しなければならない。これがもとで法改正が繰り返されると、「いかにも法律の改廃を軽々に国会がやるという印象を強く国民に与える結果になる(略)」。「一年たつたかたため間に、七年ないし十年に上げられること」で検察、裁判所の仕事の効果はこれまで以上に上がるのか。

井本：「この罰則を改正しなければならない、ぜひさような状況であるから改正してもらいたいというような要望は別に出ておりません」。厳罰化は麻薬と同じように扱おうとしたためだ。七年以上の求刑に値する事案は報告を受けていない。

高野：〔早川に対して〕「現在この取締りの主として任に当たっておられる法務省関係であまり期待しない法律改正である。(略)ないよりはまだまだましな程度であると、こういうような法律改正を、昨年改正した後一年たつたかたため間になおやらなければならない一つの真意ですね、そういう

強い意味がどこにあるであろうか」。

早川：井本発言は「はなはだ意外」だ。勝尾参事官によれば、検察当局は罰則が上がれば密造業者に対する「心理的〔威嚇効果〕、また取締り上の利便を強く要望されているのが私は本体じゃないかと思います。また原料取締りに対しても（略）警察当局は強くこれを要望している」。ヒロポン中毒者の犯罪をみて世論は死刑にしろ、無期にしろと激高している。こうした要望は政治家として無視できない。「私は確信を持ってヒロポン撲滅に多く効果あるものと（略）考えております」。

井本：2年間で撲滅できるかは非常に疑問をもっている。さりとて、家宅捜索で原料中間体はあったが覚せい剤はなかったので、検挙できなかったことは往々にある。厳罰化も威嚇の意味がある。反対する気持ちはない。

井本の消極的な言質を引き出せて、高野は我が意を得たりと思ったことであろう。早川は井本に根回しをしていなかったのか。とまれ、早川が衆議院社会労働委員会での趣旨説明の冒頭で述べたとおり、この法案は4党共同提案である。すなわち、高野の所属する自由党も賛成している。党議拘束がかけられているので、高野も「あえて私は反対いたしません」と言わざるを得なかった。

高野の10690字に及んだ執念の質疑のあと、討論は省略され挙手採決の結果この衆法は全会一致で可決された。1955年7月29日の参議院本会議で再改正法案は起立総員で可決・成立した。公布日は8月20日、施行日は9月19日であった。

おわりに

1951年の覚せい剤取締法制定が逆に「第三人」による覚せい剤密造を横行させ、それが多くの青少年を蝕んでいった。その過程で「鏡子ちゃん事件」が発生し、「ヒロポンから青少年を守れ」が世論の合い言葉となった。1951年法の刑罰の軽さが非難され、1954年にそれを是正した参法が制定・施行された。同時にその年の秋に警察が徹底的な取締りを実施し、密造現場が相次いで摘発された。覚せい剤の恐ろしさを周知する啓発運動も盛んに展開された。ついには、鳩山一郎首相が覚せい剤撲滅を施政方針演説で表明するまでに至った。

一方、「日本のアヘン戦争、ヒロポン禍」については、新聞や国会質疑で北朝鮮系の在日朝鮮人が対日謀略として密造している疑いがしきりに指摘された。密造事犯の検挙者の7割が彼らだといわれた。しかし、警察や法務省は謀略を裏付ける証拠はないと一貫して国会の場で否定した。時代は朝鮮戦争下のレッドパージのさなかである。当時分裂していた共産党はその一方の側が1951年10月に第5回全国協議会を開催し、武装闘争の準備を本格的に進める「軍事方針」を決定した²⁸⁾。答弁とは裏腹に、当局は秘密裡に相当の情報をつかんでいたと考えられる。

いずれにせよ、1954年秋の取締り強化は著しい成果をあげた。とはいえ、半年前の法改正により

法定刑が引き上げられた影響はまだ確認しがたかった。ただ、警察側の不満はそこでの法定刑の軽重にあったのではなく、裁判所が言い渡す量刑が軽すぎるとみられたことにある。ところが、鳩山内閣の方針の下、改正後わずか1年で、しかも参法を衆法で改正するという異例の措置が取られるのである。加えて、改正内容も実効性の点で疑問の余地を残すものであった。前年の参議院での審議をないがしろにし、法の安定性を揺るがす改正であることに、参法改正を主導した高野は憤りを隠さなかった。この衆法は立法事実を欠いた屋上屋的なアリバイ法であったと評せざるを得ない。

「第1次覚せい剤乱用期」収束の「大成功」に、2度の法改正がどれほど寄与したかを測定することはもちろん困難である。「大成功」の原因は総合的複合的に理解するほかあるまい²⁹⁾。つまり、徹底的な取締り、啓発活動の幅広い展開と撲滅への機運の高揚、それらを報じたマスメディアの影響なども十分に勘案する必要がある。それでもこの政策目的を達成するために、国会でいかなる審議が行われたかは、立法過程の貴重な一断面として記述しておく意味はあろう。

【注】

- 1) 佐藤光源・柏原（1986: 18）には「少なくとも50万人の乱用者がいたものと推定されている」と記されている。厚生労働省麻薬取締官の瀬戸晴海は「実際の使用者は約55万人存在したと推計されている」と書いている（瀬戸 2020: 100）。また、1955年7月19日の衆議院社会労働委員会で厚生省薬務局長の高田正巳は、1954年に厚生省が「ある方法」により調査した数字に基づき推計したところ、「六十万見当という数字」が出たという。加えて高田は「大体六十万から七十万ぐらいのものが正確な数字」ではないかと推計していると述べた。
- 2) もちろん、これにより日本が覚せい剤を完全に撲滅できたわけではない。その後1970年から覚せい剤取締法の検挙者数が顕著な上昇をみせ「第2次覚せい剤乱用期」を迎える。1980年から1988年までは毎年2万人台の検挙者が続いた。1990年代に入って検挙者数は一時減少に転じたものの、1997年以降は検挙者数が毎年1万7000人を上回る「第3次覚せい剤乱用期」に入った。直近をみると、2016年から3年間は検挙者数が1万台へと減少し、2019年には8730人にまで落ちた。しかし、「現在、日本には世界中から膨大な量の覚醒剤が密輸され、かつてない薬物汚染の激流に呑みこまれようとしている」との指摘がある（瀬戸 2020: 48）。これは決して誇張ではない。2019年に警察庁、海上保安庁、厚生労働省麻薬取締部などが押収した覚醒剤は2649.7キログラムで、過去最多であった（2020年7月13日付『日本経済新聞』）。ただ、2020年はコロナ禍による航空旅客の大幅落ち込みで押収量も激減した。たとえば、門司税関が発表した同年上半期の状況では覚せい剤の押収量は前年同期比99.5%減の約44グラムであった（2020年9月20日付『毎日新聞』大分版）。
- 3) 佐藤哲彦（2006）には348頁に1行だけ言及があり、364頁にその典拠が注記されている。
- 4) 浅野編著（1991）は法案の国会の審議過程を、平穩型、条件型、対立型、放置型に類型化している。このうち平穩型については「議員立法の場合は、与党も含めて超党派で法律案を提出するのが典型である」と指摘している（同：180）。本論で述べるように、2度の改正法案はいずれもこれに該当

する。

- 5) その後、覚せい剤取締法が改正される際に、国会で実質的な審議は一度も行われていない。なるほど、本稿が取り上げる2度の改正から今日まで、覚せい剤取締法は19回改正されている。とはいえ、それらはいわゆる「東ね法案」あるいは「ハネ改正」(中島 2020: 283)がほとんどである。唯一の例外は、1973年7月17日に衆議院議員提出法律案として提出された覚せい剤取締法の一部を改正する法律案である。ただ、これは各党間の合意に基づく委員会提出法案(浅野・河野編著 2014: 115)であったため、衆議院での審査は省略され、参議院でも一切の質疑なく全会一致で同年9月17日に可決・成立している。ちなみに、2019年12月4日に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(通称・薬機法)等の一部を改正する法律の4条は、覚せい剤取締法の一部改正である。これにより、覚せい剤取締法という法律題名が覚醒剤取締法に改められ、同法に存在していた「覚せい剤」「覚せい剤」の表記はすべて「覚醒剤」に変更された。さらにこの改正薬機法の附則において、他の法律に存在していた「覚せい剤」「覚せい剤」の表記もすべて「覚醒剤」に直された。以上の結果、すべての法律文で「覚せい剤」「覚せい剤」は姿を消した。改正薬機法4条をはじめこれら表記の改正規定の施行日は2020年4月1日であった。それまで存在していた表記のゆらぎについては、西川(2018b: 54-61)をみよ。
- 6) 各紙のDBである「ヨミダス歴史館」「聞蔵IIビジュアル」「毎索」にアクセスして、各DBで「覚せい剤」「覚醒剤」「ヒロポン」をキーワードとして「OR検索」を行い、記事を入手した。
- 7) 大阪では、1954年6月に覚せい剤中毒者が3人の幼児を中津運河に次々に投げ込んで溺死させた「中津運河の惨劇」も発生している(和田 2000: 85)。
- 8) 1951年に覚せい剤取締法案を審議した参議院、衆議院それぞれの厚生委員会で、法案に規定された罰則の軽重をめぐる議論はなされていない(西川 2018a: 22)。
- 9) これにも増して、田中が続けて述べていることには驚きを禁じ得ない。「現在警察で一番困つておりますものは、中毒患者を収容いたしますと、薬が切れると非常にこれがあばれ出すのであります。狭い警察の留置場で薬が切れるとあばれ出すものですから、警察官もしかたがありませんから、ヒロポンをほかから入手いたしましたして打つてやる。そうすれば一応おちつくわけであります」。この警察官の行為は覚せい剤取締法違反であろう。爆弾発言のようにも思われるが、当時問題になることはなかった。
- 10) 1954年4月20日に参議院厚生委員会の上條愛一委員長が指名した小委員は、高野一夫、横山フク、谷口弥三郎、常岡一郎、堂森芳夫、有馬英二であり、欠員1名は「後刻指名」とされた。その後、小委員のさしかえと補充が行われた。その過程は注12)に記したとおり、会議記録上は確認できないが、本文に記した7名で審議はなされた。
- 11) 谷口だけは第10回国会のみ委員である。
- 12) 筆者が参議院事務局の元職員に照会したところ「会議記録上(略)覚せい剤に関する小委員会の設置〔は〕見当たりません」との回答であった(筆者あて2017年9月4日付メール)。

- 13) 予備審査とは、先議の議院での法案の議決までに時間がかかることを見越して、後議の議院が先議の議院が法案を送付してくる前に予備的に審査を行うことをいう。たとえばこの法案は参法であるから参議院が先議の議院であり、衆議院は後議の議院となる。この法案が衆議院厚生委員会に予備審査として付託されたのは5月27日である。26日には参議院厚生委員会で全会一致で可決されているから、参議院本会議での可決までに時間がかかるとは考えられない。それでもこのとき衆議院厚生委員会が予備審査を行ったのは、会期末が迫っていたからであろう。1953年12月10日に召集された当該第19回国会は会期が3度延長され、その会期末が5月31日に迫っていた（実際にはさらに2回延長され会期は6月15日までとなった（西川 2018b: 150））。今と異なり、当時は会期延長に回数制限はなかったのである。これが国会運営を混乱させている元凶になっているとの反省が自社両党間で強まり、1958年4月16日に衆議院議員提出法律案として「国会法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立し、通常国会の延長は1回、臨時国会と特別国会の延長は2回までと制限され今日に至っている。
- 14) たとえば、同法案を審議した1954年5月28日の衆議院厚生委員会では、岡良一は質疑の冒頭で「今日覚醒剤の慢性中毒者によつて引起されておるいろいろな反社会的な事態について、これを防遏することは、当然立法府としての任務であろうとも考えております」と述べている。
- 15) 参議院厚生委員会委員の藤原道子はこの答弁に対して、「もっと強い積極さが私は欲しい」と厚生省の尻叩きをしている。
- 16) 祖防隊とは祖国防衛隊の略称である。北朝鮮を支持する在日朝鮮人団体として、1950年に祖国防衛委員会が結成され、1951年1月に在日朝鮮統一民主戦線（民戦）が旗揚げされた。祖防隊は祖国防衛委員会の指揮下に置かれた非合法活動組織であった。一方、民戦は大衆的合法組織であった。合法・非合法の両組織は「不即不離の関係」で活動を行った（『国史大辞典』に基づく）。
- 17) 11月17日付第8回には、取り締まる警察側の嘆きが紹介されている。「最近ポンの密造、密売は日共ばりの地下組織をもっているようだ。ザコばかりといわれるが、その向うにある大物への手掛りがつかめない」。当時の共産党の地下組織が、いかに緻密で恐れられていたかを示唆しているようで興味深い。
- 18) 「在日朝鮮人の職業人口の6割近くが顕在的失業者である」（朴 1957: 70）と指摘されるほど、在日朝鮮人は糊口の道を閉ざされていた。
- 19) 1954年11月第2週だけに限れば、7日（日）に「青少年とヒロポン問題」、10日（水）に「覚せい剤中毒への落とし穴」、12日（金）「覚せい剤」の3本である。7日と12日には入院患者の肉声を流している（1954年11月14日付『読売新聞』）。
- 20) 表3の16に掲げた記事には、「警視庁の覚せい剤取締りは厳しく東京の街からヒロポンも消え、血眼になった中毒患者の買漁りが目立っている」と書き起こされている。そして、逮捕者は「東京は取締りの眼が光って危険だ」として、埼玉・所沢に密造工場を設けて密造しはじめた矢先に踏み込まれている。

- 21) 吉田は第2次内閣から第5次内閣まで(1948年10月15日～1954年12月10日)で、合計14回の施政方針演説(12回)ないし所信演説(2回)を行っている。しかし、覚せい(醒)剤ないしはヒロポンという単語は一度も用いられていない。
- 22) 鳩山は1955年2月27日の総選挙を受けて3月18日に召集された特別国会で、4月25日に施政方針演説を行っている。この2度目の国会演説では覚せい剤対策には触れていない。
- 23) 川崎秀二厚生大臣は1955年6月27日に参議院予算委員会で次のように答弁している。「昨年の末でありましたか、覚せい剤対策推進協議会というようなものができまして、本部長は私になっておりますが副部長には官房長官がなりまして、各省から委員を出していただき、また各界から学識経験者その他の有力な方々を委員に選任をいたしまして、すでに兩三回にわたりまして対策協議会を設け、逐次これが推進をはかっておるような次第であります」。ここで川崎が述べている「覚せい剤対策推進協議会というようなもの」とは、覚せい剤問題対策推進本部を指していると推測される。「昨年の末」も言い間違えであろう。
- 24) 虚礼廃止をはじめ生活の合理化・近代化を目指す「新生活運動」は、1951年11月9日に経済同友会が「新生活運動に関する決議」を行ったことで、政府、政党、全国の官公庁に呼びかけられ、翌年2月には「新生活運動協会」も発足し全国的に展開されていった。
- 25) これについて最近の類似事例を紹介すれば、菅義偉首相が携帯電話料金の値下げを就任早々に打ち上げた。携帯電話大手の幹部は「何もしないわけにはいかないだろう」と胸中を吐露した(2020年9月23日付『朝日新聞』)。
- 26) その後法定刑は「第2次覚せい剤乱用期」を受けた1973年の法改正により、「無期若しくは三年以上」に引き上げられ今日に至っている。
- 27) 1955年2月の総選挙で当選した衆議院議員のうち、田中姓の議員は11名いる。しかし、医師、薬剤師、看護師の出身者は皆無である(衆議院・参議院編 1990b: 354-363)ので、当該議員を特定しがたい。あるいは、本稿1(1)で取り上げた田中栄一警視総監を指しているのであろうか。
- 28) たとえば、1951年11月22日付『読売新聞』は3段抜きの見出しで「日共党員を検挙 杉並で覚醒剤密造の三名」と報じている。この3名は共産党員の在日朝鮮人であった。ニュース価値は覚せい剤密造よりも、共産党員が検挙されたことのほうが高かったのである。あるいは、注17をみよ。
- 29) 研究書などをみても「大成功」の原因は明確に特定されていない。たとえば、「この時期を超えると、覚せい剤事犯の検挙人数は急激に減少することになる。もちろんそれは警察などによる検挙努力の結果であるが、それと同時に、覚せい剤を使用すると何か別の犯罪を犯すなどのトラブルに見舞われるということが広く知れわたったからである」(佐藤哲彦ほか 2009: 168)、「1956(昭和36)年になると覚せい剤の使用や密売、密造は急激に影を潜めるようになる。年間の検挙者も1000人以下に急落しており、ついに覚せい剤問題、『ヒロポン』禍は終結したかのようにみえた」(覚醒剤研究会 2010: 26)、「戦後猛威を振った覚醒剤乱用は、覚せい剤取締法の制定と徹底的な取締り、また、国民の覚醒剤撲滅への機運の高まりで、57年には検挙者が激減し、事実上、終結した」(瀬

戸 2020: 102)。いずれも法改正の影響は指摘されていない。

【参考・引用文献および URL】

- 浅野一郎編著 (1991) 『立法技術入門講座〈第1巻〉立法の過程 (3版)』 ぎょうせい。
- 浅野一郎・河野久編著 (2014) 『新・国会事典 第3版』 有斐閣。
- 覚醒剤研究会 (2010) 『覚醒剤大百科』 データハウス。
- 厚生省五十年史編集委員会編 (1988) 『厚生省五十年史 (資料編)』 厚生問題研究会。
- 国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/>)
- 佐藤哲彦 (2006) 『覚醒剤の社会史』 東信堂。
- 佐藤哲彦・清野栄一・吉永嘉明 (2009) 『麻薬とはなにか 「禁断の果実」 五千年史』 新潮選書。
- 佐藤光源・柏原健一 (1986) 『覚せい剤精神病—臨床と基礎—』 金剛出版。
- 衆議院・参議院編 (1990a) 『議会制度百年史 国会史 上巻』。
- 編 (1990b) 『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』。
- 編 (1990c) 『議会制度百年史 国会議案件名録』。
- 瀬戸晴海 (2020) 『マトリ 厚労省麻薬取締官』 新潮新書。
- 田村雅幸 (1982) 「覚せい剤の流行と法規制」 『犯罪社会学研究』 第7号。
- 内藤裕史 (2011) 『薬物乱用・中毒百科 覚醒剤から咳止めまで』 丸善。
- 中島誠 (2020) 『立法学〔第4版〕——序論・立法過程論——』 法律文化社。
- 西川伸一 (2018a) 「戦後直後の覚せい剤蔓延から覚せい剤取締法制定に至る政策形成過程の実証研究」 『明治大学社会科学研究所紀要』 第57巻第1号。
- (2018b) 『覚せい剤取締法の政治学 覚せい剤が合法的だった時代があった』 ログス。
- 日本共産党中央委員会 (2003) 『日本共産党の八十年 1922～2002』 日本共産党中央委員会出版局。
- 朴在一 (1957) 『在日朝鮮人に関する総合調査研究』 新紀元社。
- 『令和元年版犯罪白書』 > 「第4編 平成における各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇」 > 「第2章 薬物犯罪」 (http://hakusyol.moj.go.jp/jp/66/nfm/n66_2_4_2_1_1.html) 2020年9月2日最終アクセス。
- 和田清 (2000) 『依存性薬物と乱用・依存・中毒』 星和書店。
- Edström, Bert (2015), “The forgotten success story: Japan and the methamphetamine problem,” *Japan Forum*, 27:4.
- Kingsberg, Miriam (2013), “Methamphetamine Solutions: drugs and the reconstruction of nation in post-war Japan,” *The Journal of Asian Studies*, 72:1.
- 新聞各紙 (『朝日新聞』 『毎日新聞』 『読売新聞』)。